

## みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会規則

平成 28 年 4 月 28 日

規則第 27 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、みどり市附属機関設置条例(平成 18 年みどり市条例第 202 号)第 3 条の規定に基づき、みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策の効果等についての調査  
審議及び意見の答申
- (2) 前号に定めるもののほか、みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関し、市長が必要と認める事項

## (組織)

第 3 条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、5 人以内とし、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 産業関係団体が推薦する者
  - (2) 学識経験を有する者
  - (3) 公募による者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

## (庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

## (委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。